

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【事業年度】	第14期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	タカタ総業株式会社
【英訳名】	Takata Sogyo Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 重久
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03 - 5570 - 5320
【事務連絡者氏名】	取締役 高田 弘久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03 - 5570 - 5320
【事務連絡者氏名】	取締役 高田 弘久
【提出子会社名】	タカタ株式会社
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高田 重久
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー
【縦覧に供する場所】	タカタ株式会社 （東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	3	-	-	3	6	-
所有株式数(単元)	-	-	-	26,442	-	-	40,036	66,478	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	39.8	-	-	60.2	100.0	-

甲種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	4	-	-	4	8	-
所有株式数(単元)	-	-	-	42,442	-	-	24,036	66,478	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	63.8	-	-	36.2	100.0	-

(注) 自己株式893,700株は、「個人その他」に8,937単元を含めて記載しております。

(2) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社伊関	東京都港区赤坂五丁目2番20号	4,000,000	30.1
高田 重久	東京都品川区	2,960,000	22.3
高田 暁子	東京都港区	1,777,000	13.4
公益財団法人タカタ財団	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,600,000	12.0
有限会社宇山	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,132,400	8.5
タカタ総業株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	893,700	6.7
高田 弘久	横浜市中区	776,500	5.8
株式会社クリエース	東京都港区赤坂五丁目2番20号	156,000	1.2
計	-	13,295,600	100.0

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順6名は、以下のとおりであります。

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社伊関	東京都港区赤坂五丁目2番20号	20,000	30.1
高田 暁子	東京都港区	17,100	25.7
高田 重久	東京都品川区	15,550	23.4
高田 弘久	横浜市中区	7,386	11.1
有限会社宇山	東京都港区赤坂五丁目2番20号	5,662	8.5
株式会社クリエース	東京都港区赤坂五丁目2番20号	780	1.2
計	-	66,478	100.0

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）	
						普通株式	甲種優先株式
代表取締役社長	-	高田 重久	昭和41年2月12日生	昭和63年4月 タカタ株式会社（現TKJ株式会社）入社 平成14年6月 同社 代表取締役専務取締役 平成14年12月 当社 取締役 平成16年4月 TKJ株式会社 取締役 平成16年4月 タカタ株式会社 代表取締役専務取締役 平成19年6月 同社 代表取締役社長 平成23年5月 当社 代表取締役社長（現任） 平成23年5月 TKJ株式会社 代表取締役社長（現任） 平成25年6月 タカタ株式会社 代表取締役会長 平成26年12月 タカタ株式会社 代表取締役会長兼社長（現任）	(注)3	1,555,000	1,405,000
取締役	-	高田 暁子	昭和15年1月14日生	昭和53年5月 株式会社高田工場（現TKJ株式会社）入社 平成3年6月 同社 取締役（現任） 平成14年12月 当社 取締役（現任） 平成16年4月 タカタ株式会社 取締役	(注)3	1,710,000	67,000
取締役	-	高田 弘久	昭和44年4月2日生	平成16年4月 タカタ株式会社（現TKJ株式会社）監査役 平成17年3月 同社 退社 平成17年6月 当社 取締役（現任） 平成17年6月 TKJ株式会社 取締役（現任）	(注)3	738,600	37,900
監査役	-	北川 守	昭和19年4月3日生	昭和38年4月 株式会社高田工場（現TKJ株式会社）入社 昭和62年7月 同社 財務部長 平成元年11月 同社 経理部長 平成16年4月 同社 監査役 平成17年6月 同社 監査役退任 平成17年7月 同社 経理部長 平成17年7月 当社 経理部長 平成27年6月 TKR株式会社 監査役（現任） 平成27年6月 TSS株式会社 監査役（現任） 平成28年6月 TKJ株式会社 監査役（現任） 平成28年6月 当社 監査役（現任）	(注)4	-	-
計						4,003,600	1,509,900

(注)1. 取締役 高田弘久は、代表取締役社長 高田重久の弟であります。

2. 取締役 高田暁子は、代表取締役社長 高田重久の母であります。

3. 平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間

4. 前任監査役の補欠として選任されたため、平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時から3年間

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

6【附属明細書】

会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

独立監査人の監査報告書（謄本）

平成28年6月10日

タカタ総業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、タカタ総業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（親会社等状況報告書提出会社）が別途保管しております。

監査役の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の計算書類に関し、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査役は、監査役が定めた監査の方針に従い、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から業務の報告を求めました。

また、当該事業年度に係る、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書につきましても検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において正しく示しているものと認めます。

(2) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

平成28年6月10日

タカタ総業株式会社

監査役 高田 千早

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（親会社等状況報告書提出会社）が別途保管しております。